

(案)

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

(下線の部分は改正部分)

改正案	改正前
別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1・2 略] 第3 陸上移動業務の局 1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 [(1)～(13) 略] <u>(14) 携帯無線通信を行う陸上移動局（中継を行うものを除く。）であって、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、地表又は水面からの高度が150m未満となる上空を含むものとする。</u> [2～16 略] [第4～26 略] 別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 略]	別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 [第1・2 同左] 第3 陸上移動業務の局 1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。 [(1)～(13) 同左] [新設] [2～16 同左] [第4～26 同左] 別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 [第1 同左]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 略]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

[ア～オ 略]

カ 無線設備の設置場所等

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの（LTE方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）を除く。）

[略]

B LTE方式のものであって、無人航空機等に搭載して使用する業務用無線局のもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

C [略]

D [略]

[キ 略]

ク 工事設計書等

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 同左]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

[ア～オ 同左]

カ 無線設備の設置場所等

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

[同左]

[新設]

B [同左]

C [同左]

[キ 同左]

ク 工事設計書等

[(ア) ~ (ク) 略]

(ケ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあっては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号へ（1）に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。

ケ 周波数の指定

[(ア) ~ (ケ) 略]

(コ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）にあっては、815MHzを超え845MHz以下、900MHzを超え915MHz以下、1,710MHzを1,785MHz以下又は1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数の電波のみを使用すること。

ソ その他

[(ア) ~ (ク) 同左]

[新設]

ケ 周波数の指定

[(ア) ~ (ケ) 同左]

[新設]

ソ その他

[(ア) ~ (ウ) 略]

(エ) 無人航空機等に搭載して使用するLTE方式の陸上移動局（中継を行うものを除く。）の免許に際しては、電波法第104条の2の規定により、「この無線局は、地表又は水面からの高度が150m未満の場合に限り運用することとし、上空で運用する場合は最適な送信電力制御を行ったうえで、携帯電話網その他の無線システムへの干渉を低減するため適切な管理を行うこと。」とする旨の条件を付すものとする。

[別表（16）—1・2 略]

[(17) ~ (21) 略]

[2 ~ 4 略]

[第3 ~ 5 略]

[(ア) ~ (ウ) 同左]

[新設]

[別表（16）—1・2 同左]

[(17) ~ (21) 同左]

[2 ~ 4 同左]

[第3 ~ 5 同左]

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。